

◆ 私たちと一緒に働きませんか

看護師(正規職員)募集

【問い合わせ】 上野総合市民病院庶務課
☎ 41-0065 FAX 24-1565



上野総合市民病院では、より多くの患者さんを受け入れ、質の高い看護を提供するため、看護師を募集します。

看護部では、患者さんに寄り添う看護を実現するため、充実した教育体制の構築に取り組みとともに、院内保育や研修体制などの勤務環境を整えています。

病院見学は随時対応しています。まずは、お気軽にお問い合わせください。

【対象者】

昭和31年4月2日以降生まれで、看護師免許を持っている人、平成28年3月末までに取得見込みの人

【募集人数】 15人程度

【選考試験日】

平成28年1月23日(土) 午後

※時間などは応募した人に後日お知らせします。

【試験会場】 上野総合市民病院

【選考方法】 作文・面接

【提出書類】 平成27年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書(1通)、外国籍の人は住民票などの在留資格を証する書類(1通)

【応募期限】 平成28年1月14日(木)

【採用予定日】 4月1日

【勤務形態】

3交代制(日勤・準夜勤・深夜勤の4週8休制)

【勤務条件】 初任給(平成27年4月現在)

○4年制大学卒業者 基本給:187,700円

主な手当(概算):111,800円

○3年課程卒業者 基本給:180,800円

主な手当(概算):111,800円

※看護師確保手当、病院勤務手当(月20日勤務)、夜間看護手当(準夜勤4回、深夜勤4回)などの手当を含む一例です。経験に応じて換算措置があります。

※支給要件に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などを支給します。

※昇給は年1回(1月)、期末・勤勉手当は年間4.1月分です。(平成26年実績)

【休暇】

年次有給休暇、特別休暇(結婚・産前産後・子の看護・忌引・ボランティアなど)、病気休暇、介護休暇など。また、育児休業制度、部分休業制度も整備しています。

【申込先・問い合わせ】

○〒518-0823 伊賀市四十九町831番地

伊賀市立上野総合市民病院事務部庶務課

○人事課 ☎ 22-9605 FAX 22-9616

◆ 皆さんの自慢の産品を伊賀ブランドに

「伊賀ブランド」認定をめざしませんか

【問い合わせ】 商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628

伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な伊賀産品と、その生産または製造などに携わる事業者などを「伊賀ブランド」として認定し、販路の拡大をめざします。皆さんご自慢の産品の申請をお待ちしています。

【認定対象】

原則として伊賀地域で生産、製造、加工された産品(一次産品、加工品、工芸品)とその事業者など

【申請資格】

- ①農業・林業・漁業または製造業やサービス業を営む事業者など(個人・法人・団体)で、原則として伊賀地域に主たる事業所があること。ただし、一次産品については、個人事業者は申請できません。
- ②伊賀市などが賦課徴収する住民税などに滞納がないこと。

③生産・製造・加工・販売などについて、法令などの規定に違反していないこと。

④責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望などに対する処理体制が確立されていること。

【申請方法】 「伊賀ブランド認定申請の手引」をよくお読みいただき、申請書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて郵送または持参で提出してください。※詳しくはお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

【審査方法】 書類審査・プレゼンテーション審査

※認定委員会が認定基準に照らして審査します。

【申請期限】 11月30日(月) 午後5時 ※必着

【提出先】 〒518-0873

伊賀市上野丸之内500番地 ハイピア伊賀2階
伊賀市産業振興部商工労働課

◆ 社会全体で青少年の健全育成に取り組みましょう

11月は子ども・若者育成支援強調月間

【問い合わせ】生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692



今日の青少年をとりまく環境は、情報化の進展などにより大きく変化しています。スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透する中、犯罪被害や児童虐待事件などによる被害、いじめなど、青少年をめぐる問題は依然として深刻です。

また、青少年による非行や犯罪を増加させている要因のひとつとして、青少年の行動に対する大人の無関心さや規範意識の低下が指摘されるなど、「大人の責任」が問われています。

これらの課題に対して、家庭や学校、企業、地域など社会全体で青少年健全育成に取り組んでいく必要があります。このため、教育委員会と伊賀市青少年育成市民連絡会議では次のことを重点的に取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◎子ども・若者育成支援広報啓発活動の実施

市内の大型店舗などで街頭啓発活動を行い、市民総ぐるみで青少年の健全育成に日常的に取り組んでいくよう広報啓発活動を推進します。

◎青少年に有害な環境をなくす活動などの推進

青少年の非行を誘発しやすい施設などを巡回し、関係者の協力を求めることで青少年をとり巻く有害環境をなくす活動を推進します。

◎研修会などの開催

青少年健全育成に関する講演会や研修会を通じて、青少年の健全育成についての理解を深めていきます。

《青少年センター》

非行問題や交友関係など青少年の悩みを解決するため、伊賀市青少年センター主任補導員が電話や面接で、指導・助言を行っています。

お気軽にご相談ください。

【相談場所】

青少年センター（上野ふれあいプラザ 中3階）

【相談電話番号】

☎ 24-3251

【相談日・時間】

月～金曜日
午前9時～午後4時（祝日は除く。）

◆ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金のはなし

【問い合わせ】保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151



国民年金保険料は、所得税と住民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

◆ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」

○ 1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人

今年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。

○ 10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を今年初めて納付した人

翌年の2月上旬に送付されます。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

※ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されて

いるねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤルにお問い合わせください。

《1日伊賀年金事務所を開設します》

日本年金機構では、皆さんに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくため11月を「ねんきん月間」として定め、伊賀市に1日年金事務所を開設します。

1日年金事務所では、年金受給・国民年金保険料納付・厚生年金保険や健康保険加入のご相談、その他年金制度に関するご相談をお受けします。ぜひお気軽にご利用ください。

【と き】

11月17日(火)
午前10時～午後3時

【と ころ】

ゆめぼりすセンター 会議室



【問い合わせ】

保険年金課・各支所住民福祉課
津年金事務所 ☎ 059-228-9112